

長雨・日照不足からの急な天候回復に対する農作物技術対策

令和8(2026)年10月1日
栃木県芳賀農業振興事務所

気象庁の週間天気予報によると、10月1日から4日頃まで晴れの日が多い見込みです。

これまでの長雨・日照不足から急な天候回復へ進む可能性もあるため、農作物管理にあたっては今後の予報を注視しながら以下の技術を徹底し、被害の未然防止を図りましょう。

I 普通作物

1 水 稻

- (1) 降雨、倒伏等により高水分粳を乾燥機に張り込む場合、2～3時間通風乾燥を行い、低い温度(35℃程度)から逐次昇温し、ゆっくり乾燥(毎時乾減率 0.8%以下)を行うなど、きめ細かな対応を行い、胴割れ防止に努める。
- (2) 高水分の稲を収穫する際には、詰まりを防止するため収穫速度を控えめにする。
- (3) コンバイン収穫作業時に詰まったワラを取り除くときには、巻き込まれ事故を防ぐため、必ずエンジンを止めて作業するなど、農作業安全に努める。

2 大 豆

- (1) ベと病、葉焼病や斑点細菌病、立枯性病害等を予防するため、必要に応じて登録薬剤を散布する。

II 野 菜

1 施設野菜全般

- (1) 曇雨天後の強日射は軟弱に生長した植物体に高温障害、蒸散過多による萎れ等を引き起こすことがあるので、寒冷紗による遮光等、強日射・高温への対策を実施する。
- (2) 葉焼け等が発生し、枯れた部位から灰色かび病等が発生する可能性があるため、殺菌剤の予防散布を実施する。なお、葉害の発生を防止するため、薬剤の散布は日中を避け、早朝等のできるだけ涼しい時間帯に実施する。

2 露地野菜全般

- (1) 大雨、長雨が続き、病害の発生が懸念されるため、殺菌剤の予防散布を行う。なお、葉害の発生を防止するため、薬剤の散布は日中を避け、早朝等のできるだけ涼しい時間帯に実施する。
- (2) 根が弱っている時は、葉面散布等を実施し回復を待ってから追肥する。
- (3) ほ場条件の回復を待って、中耕・土寄せを実施する。

3 いちご

- (1) うどんこ病の発生を未然に防止するため、殺菌剤の予防散布を徹底する。なお、葉害の発生を防止するため、薬剤の散布は日中を避け、早朝等のできるだけ涼しい時間帯に実施する。
- (2) チップバーン発生防止のため、少量多回数の灌水を行う。
- (3) ハウス内温度が高温になりすぎないように換気を行う。

III 果 樹

1 果樹全般

- (1) 大雨、長雨が続き、病害の発生が懸念されるため、発生状況に応じて薬剤防除を行う。
- (2) 収穫期を迎えた品種は、品質劣化を防止するため、適期収穫を徹底する。

2 なし・りんご

- (1) 天候の回復に伴い、果樹カメムシ類の飛来が一時的に増加するおそれがあるため、果樹園への侵入状況を注視して適宜防除する。

3 りんご

- (1) 急に直射日光にさらされると果実に日焼けが発生するおそれがあるため、葉摘みを行う場合は段階的に実施する。

IV 花 き

1 花き全般

- (1) 曇雨天後の強日射により植物体に高温障害、蒸散過多による萎れ等を引き起こすことがあるので、寒冷紗による遮光等の対策を準備しておく。
- (2) 日照不足による軟弱徒長で、品質の低下と灰色かび病等病害の発生が助長されるので、強日射時以外は遮光資材等を取り除き、できる限り日照を確保するとともに施設内の通気等を図り湿度を下げるように努める。
- (3) 病害の発生に備え、殺菌剤の予防散布に努める。

V 特用作物

1 こんにゃく

- (1) 腐敗病等を予防するため、必要に応じて登録薬剤を散布する。

VI 畜産

1 飼料用とうもろこし

- (1) 今後の気象情報に注意し、ほ場に機械が入れる状態になったら早めに収穫する。収穫時は土砂が混入しないように高刈りする。土砂の付着が著しい場合は、サイレージの品質劣化等の懸念があるので収穫しないようにする。
- (2) 倒伏、高水分、刈り遅れはサイレージの品質低下が避けられないので、調製時に乾草との混合や添加剤を利用する。また、給与に際しては、必要に応じて栄養成分分析を行い、栄養価、嗜好性等を配慮し、補助飼料を給与する等家畜の生産性が低下しないよう注意する。

○農薬ラベルの読み上げ運動

農薬の誤使用を防ぐため、農薬使用前には必ず農薬ラベルを指さしながら声に出して読み上げ確認を行いましょう！



農作物には登録農薬を使用し、使用基準を遵守しましょう！

身支度も
万全にし
てまる！

- ①農薬容器のラベルをよく読み正しく使う（※）
- ②農薬の飛散防止を徹底する
- ③農薬の使用状況を正確に記帳する

※既に購入されている農薬について、ラベルどおり使用できない場合もありますので、メーカーのチラシや県のホームページ等、最新の情報をご確認ください。

栃木県農業総合研究センター 検査指導課 CLICK!

（注意）

※ 農薬の使用に当たっては、使用基準（適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数等）を厳守する。同一成分の使用回数にも制限があるので注意する。

※ 農薬散布に当たっては、天候が回復した後の急激な気温上昇により薬害等が生じるおそれがあることから、事前に登録内容をよく確認のうえ使用するとともに、散布時の飛散防止に十分注意する。